

島原市の国民健康保険

国民健康保険（国保）は、病気やけがに備えて加入者（被保険者）がお金（保険税）を出し合って医療費などを補助する「助け合い制度」です。運営は島原市が行っています。

国保に加入する人

職場の健康保険、後期高齢者医療制度、生活保護を受けている人以外は、すべての人が国保の加入者となります。

- ・ お店などを経営している自営業の人
- ・ 農業や漁業などを営んでいる人
- ・ 退職して職場の健康保険などをやめた人
- ・ パート、アルバイトなどをしていて、職場の健康保険などに加入していない人
- ・ 外国人登録をしていて、一年以上日本に滞在するものと認められた人（職場の健康保険加入者を除く）
- ※ 加入は世帯ごとになります。一人ひとりが被保険者ですが、世帯ごとに参加し、世帯主が納付や届出を行います

国保に加入するとき・やめるとき

国保に加入したり、やめるときは14日以内の届出が必要です。届出に必要なものは下表のとおりです。**届け出が遅れると**

- ・ 保険税は資格を得た月までさかのぼって払うこととなります
- ・ 保険証が無いまま病院などにかかる場合全額自己負担となります（後で精算となる場合もあります）
- ・ 資格がない保険証で受診すると、国保が負担した医療費をあとで返すこととなります

問い合わせ先

保険・健康増進グループ保険班（☎ 1111 内線231）

	こんなとき	届け出に必要なもの
加入するとき	他の市区町村から転入したとき	転出証明、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき（職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき）	職場の健康保険をやめた証明（被扶養者でなくなった証明）、印鑑
	子どもが生まれたとき	印鑑、母子手帳、保険証（出産者）
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書、パスポート
やめるとき	他の市区町村へ転出するとき	保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき（職場の健康保険の被扶養者になったとき）	国保の保険証、職場の保険証（加入したことを証明するもの）、印鑑
	死亡したとき	保険証、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑
その他	外国籍の人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書、パスポート
	退職者医療制度の対象となったとき	保険証、年金証書、印鑑
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証、印鑑
	世帯が分かれたり、一緒になるとき	保険証、印鑑
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書、印鑑
	保険証を無くしたり、汚れて使えなくなったとき	身分を証明するもの（運転免許証など）、印鑑、使えなくなった保険証

「特定健診」の受診期間を延長します

医療機関での特定健診の実施期間を平成24年2月29日(水)まで延長します。

▼ **対象者** 島原市国民健康保険に加入の40歳以上の人で、平成23年度特定健康診査を受診していない人

▼ **受診期限** 平成24年2月29日(水)まで

▼ **健診料** 無料

▼ **持参品** 特定健康診査受診券（※）、島原市国民健康保険証、介護保険証（持っている人のみ）

※有効期限が「平成23年11月30日」までとなっていますが「平成24年2月29日」まで使用することができます

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
有明共立診療所	68 - 0269	池田病院	62 - 5161
稲田産婦人科医院	63 - 1251	稲田整形外科医院	62 - 6355
伊東外科医院	63 - 0288	魚住医院	63 - 2286
内田医院	62 - 7733	おかもと内科	65 - 0500
かわはら内科・胃腸科医院	62 - 5413	喜多内科医院	62 - 5101
貴田神経内科・呼吸器科・内科病院	68 - 0040	木下内科医院	64 - 5851
くすのきクリニック	68 - 5500	酒井外科胃腸科医院	62 - 6655
坂本内科医院	63 - 4641	柴田長庚堂病院	64 - 1111
しろたに内科クリニック	65 - 0222	たかお循環器科・内科	62 - 6300
土井外科胃腸科医院	62 - 6305	林内科医院	62 - 6657
前田医院	62 - 6501	松岡病院	62 - 2526
八尾病院	62 - 5131	山口外科胃腸科医院	62 - 3200
山崎産婦人科医院	64 - 1103	わたなべ内科クリニック	62 - 1515

※ 受診する際は、事前に医療機関に連絡してから受診してください

■ **問い合わせ先** 市保健センター（☎ 64 - 7713）